

# 岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給（以下「住宅改修費」という。）について、住宅改修費を受領委任払いすることにより法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 住宅改修費の受領委任払いを利用できる者は、介護保険給付の制限を受けていない者で、岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費及び岩倉市身体障害者住宅改善費受領委任払い取扱事業者登録要綱（以下「事業者登録要綱」という。）第3条により登録を受けた住宅改修施工事業者により、法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）の施工を行う要介護等被保険者とする。

（事前の申請）

第3条 住宅改修費の受領委任払いを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改修を施工する前に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申請書（受領委任払い用）（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、事前の申請が困難であると市長が認めた場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに可否を決定し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（却下）通知書（受領委任払い用）（様式第2）により申請者に通知する

ものとする。

(事後の申請)

第4条 前条第2項により承認を受けた住宅改修が完了したときは、岩倉市介護保険条例施行規則(平成12年岩倉市規則第9号。以下「規則」という。)第21条の4に定める介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)(様式第13の10)を市長に提出しなければならない。

(支給等の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、申請者に対し規則第21条の5に定める介護保険償還払支給(不支給)決定通知書(様式第13の11)により通知するものとする。

2 市長は、当該住宅改修費の支給について、事業者登録要綱第6条の規定により住宅改修施工事業者へ支給するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申請書（受領委任払い用）

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住所	電話番号		
住宅の所有者	本人との関係（ ）		
改修の内容	事業所の名称		
	岩倉市受領委任払い取扱事業者番号		
	着工予定日	年 月 日	
	完成予定日	年 月 日	
改修費			
<p>岩倉市長 殿</p> <p>上記のとおり受領委任払いにより住宅改修を行いたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号</p>			

（注意） この申請書に、以下のものを添付してください。

- ①住宅改修が必要な理由書
- ②見積書
- ③改修前の状況を確認できる写真（撮影日のわかるもの）
- ④工事図面（平面図）
- ⑤承諾書（改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合）

